

小委員会設置要綱の改正について

1 趣 旨

花緑検討小委員会（ひょうご花緑創造プラン及び広域緑地計画の改定）並びに福祉のまちづくり検討小委員会（福祉のまちづくり基本方針の改定）について、来年度も引続き調査・審議を継続するため、それぞれの設置要綱を改正し、現在平成 28 年 3 月 31 日までとなっている設置期限を延長する。

2 設置期限（案）

	現行	改正案
花緑検討小委員会	平成 28 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 8 日
福祉のまちづくり検討小委員会	平成 28 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 8 日

3 設置要綱 改正案

別紙のとおり

花緑検討小委員会設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 ひょうご花緑創造プラン及び広域緑地計画の改訂に向けた検討を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会の部会として、花緑検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひょうご花緑創造プランの改訂に関すること。
- (2) 広域緑地計画の改訂に関すること。

（委員長）

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成28年3月31日平成29年2月8日限り、その効力を失う。

福祉のまちづくり検討小委員会設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 福祉のまちづくり基本方針の改訂に向けた検討を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会の部会として、福祉のまちづくり検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉のまちづくり基本方針の改訂に関すること。

（委員長）

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年2月9日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成28年3月31日平成29年2月8日限り、その効力を失う。